

英国屋プリペイドポイント利用規約

本規約は、英国屋株式会社（以下「英国屋」といいます。）が発効する英国屋プリペイドポイントについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が英国屋プリペイドポイントを使用する場合には、本規約が適用されます。

第1条（定義）本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. プリペイドポイント

利用者が直営店（店舗）からクリーニングサービス及び商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、あらかじめチャージしたプリペイドポイントを使用した場合、使用されたプリペイドポイントに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がプリペイドポイントのチャージ、プリペイドポイント残高の確認をすることができるサービスをいいます。

2. 英国屋プリペイドポイント（以下「プリポン」）

本規約に基づき英国屋が発効するポイントをいいます。

3. 利用者

プリポンを正当に入手し、これを本規約に従い保有する者をいいます。

4. 直営店（店舗）

利用者がクリーニングサービス及び商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本規約に従ってプリポンを使用することができる、英国屋直営店舗をいいます。

5. クリーニングサービス及び商品購入等

利用者が直営店からクリーニングサービス及び商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。

6. プリポンの使用

利用者が直営店よりクリーニングサービス及び商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による支払に代えて、レジ内の利用者が保有するプリポンを用いて支払することをいいます。

7. プリポン残高

利用者が直営店で代金の支払い等に使用することができるプリポンの残高をいいます。

8. チャージ

英国屋所定の方法でプリポン残高を増額させることをいいます。

9. 直営店端末レジ

利用者が直営店（店舗）においてプリポンを使用する際に、プリポンの電子情報を処理する機器であって、直営店（店舗）に設置される機器をいいます。

10. 預かり票

利用者が本規約に基づき、プリポン残高を確認する伝票をいいます。

11. 英国屋お客様番号及び英国屋会員カード

プリポン残高を紐付けて管理するために付与される4桁～10桁の番号であって、利用者がプリポンの発効を行った直営店でプリポンを使用する場合、およびクリーニングサービス及び商品購入等を行う場合に必要となるものをいいます。また英国屋会員カードは、お客様番号が記載されたカードをいいます。

第2条（英国屋プリペイドポイント（プリポン）の発効）

プリポンの購入を希望される方は、英国屋所定の方法によりプリポンの発効を受けることができます。利用者は、事前に利用規約の所定の欄に署名をした後、プリポンを使用するものとします。

第3条（お客様番号等の管理）

1. 利用者は、お客様番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者は第三者に対してお客様番号等を開示してはなりません。

2. 本サービスは、プリポンを所持する利用者のみ利用することができます。英国屋会員カードを紛失し、もしくは盗難されるなどして、英国屋会員カードを失った場合には、以後、チャージ、プリポンの使用またはプリポン残高の確認を行ってはなりません。

3. 利用者は、英国屋所定の方法に従い、お客様番号を変更することができるものとします。

利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してプリポンを使用された場合、またはプリポン残高の確認がなされた場合でも、英国屋は一切の責任を負いません。

(1) 英国屋会員カードを紛失もしくは盗難された場合

(2) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合

(3) 本条第3項に定めるお客様番号の変更を行わなかった場合

カード番号等が直営店において用いられたことにより、チャージ、プリポンの使用、またはプリポン残高の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。

第4条（プリポンのチャージ）

1. 利用者は、英国屋が定める方法により、プリポンをチャージすることができます。

2. お客様あたりのプリポン残高上限額は5万円です。また、チャージ1回あたりのチャージ上限額は、2万円とします。

3. 利用者は、プリポンのチャージをする際、事前にチャージ金額を確認の上、チャージを行うものとします。なお、プリポンのチャージの取消しはできません。

第5条（直営店）

1. 利用者は、お客様番号付与ある直営店で、プリポンを使用してクリーニングサービス及び商品購入等を行うことができます。

2. プリポンで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、制限されることがあります。

3. プリポンをチャージした当日のクリーニング支払いはチャージ金額を上限とする。

第6条（プリポンの使用）

1. 利用者は、直営店（店舗）に英国屋会員カードを呈示し、利用金額を指定することでクリーニングサービス及び商品購入等への支払いに利用することができます。

この場合、利用者は、売上票兼預かり票に記載されたプリポンの使用額が正しいことを確認するものとします。

第7条（プリポン残高の有効期限・本サービスの利用可能期間）

1. プリポン残高の有効期限は、プリポンの発効日、最後にチャージした日、または、最後にプリポンを使用した日のいずれか遅い日（当日を含む）から起算して13ヶ月です。

2. 前項に定めるプリポンの発効日とは、当社または当社直営店がプリポンを利用可能にするための操作を行った日をいいます。

3. 利用者のプリポン残高の有効期限は、プリポンチャージの直営店で確認することができます。

4. プリポン残高の有効期限が経過することにより、当該プリポン残高は失効し、本サービスを利用することが一切できなくなります。

再度プリポンを利用する場合は、改めてプリポンをチャージする必要があります。

第8条（換金の禁止）

プリポンは、換金することはできません。ただし、第12条に基づき、英国屋が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。

す。
第9条（利用停止または中止）
英国屋は、以下の各項に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、
利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。

(1) プリボン、お客様番号等が偽造されたとき、違法または不正に入手されたとき、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがある場合。

(2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、加盟店端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

(4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

(5) プリボンの全部または一部が停止または中止された場合。

(6) その他やむを得ない事由が生じた場合。

前項に基づき本サービスの全部または一部が停止または中止されたことにより、本サービスが利用できないことから生じた利用者の損害等について、英国屋は一切の責任を負いません。

第10条（利用資格の一時停止および取消し）

1. 英国屋は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく、当該利用者の本サービスの利用の一時停止または利用資格の取消しを行うことがあります。

(1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

(2) プリボン、お客様番号等を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。

(3) 本サービスの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。

2. 英国屋は、利用者の故意、過失にかかわらず、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく、当該利用者の本サービスの利用を一時停止することがあります。

(1) 当該利用者の保有するプリボンが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。

(2) 当該利用者の保有するプリボン、お客様番号等が偽造、もしくは不正利用、またはそのおそれがある場合。

3. 利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有するプリボンを一時的に使用停止することがあります。

本条第1項に基づき、利用資格を取り消された場合、利用者は、本サービスを利用することはできません。この場合、当該利用者が保有するプリボンは失効し、払戻しはいたしません。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 英国屋は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、利用者の保有するプリボンについて、本サービスの利用資格を取り消すことができます。なお、英国屋は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

前項の場合、当該利用者の保有するプリボンは失効するものとし、払戻しはいたしません。

第12条（本サービスの終了）

1. 英国屋は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、本サービスを全面的に終了することがあります。この場合、英国屋所定の方法により利用者に周知する措置を講じます。

2. 前項の場合、利用者（なお、プリボン及び英国屋会員カードを現に保有する者に限ります。）は、英国屋所定の方法により、プリボン残高の払戻しを求めることができるものとし、英国屋は、残高を確認したうえで、利用者が保有する英国屋お客様カードの引渡しを受けることを条件として、払戻しいたします。

3. 前項の定めにかかわらず、プリボン残高の確認ができない場合には、英国屋は払戻しの義務を負わないものとし、また、前項のサービス終了日から3ヶ月経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。

4. 英国屋が本条に基づいて本サービスの終了をした場合、英国屋は本条に基づき利用者に対して払戻しの義務を負うほかは、一切の責任を負いません。

第13条（免責）

1. 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、英国屋の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き（なお、第9条に基づき本サービスを利用できない場合は、英国屋の責めに帰すべき場合に当たりません。）、英国屋はその損害に対する賠償の責任を負いません。

2. 前項にかかわらず、英国屋は利用者が生じた逸失利益については賠償いたしません。但し、英国屋に故意または重過失がある場合を除きます。

第14条（本規約・サービスの改定）

英国屋は、本規約・サービスを任意に改定できるものとし、また、英国屋直営店において本規約を補充する規約（以下「補充規約」といいます）を定める事ができます。本規約・サービスの改定または補充は、改定後の本規約・サービスまたは補充規約を英国屋直営店に掲示したときにその効力を生じるものとします。この場合、利用者は改定後の規約・サービスおよび補充規約に従うものとしたします。

第15条（お問い合わせ窓口）

本サービスに関するお問い合わせは、英国屋プリボンチャージの直営店までご連絡ください。

附則

本規約は、令和2年10月31日から適用します。

英国屋プリペイドポイント（プリポン）利用規約同意書
利用規約に同意しました。

年 月 日 お客様 NO

ご登録氏名：

直営店記入欄：担当者名：

※店舗保存